

【重点 4-1】新型コロナウイルス感染症への対応

重点政策・重点事業などの必要性について「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」からの質問に、分かりやすく回答します。



感染症への対応で「看護管理者の育成、マネジメント強化事業」がなぜ必要なの?

新型コロナウイルス感染症により、看護管理者には施設内の限られた環境下での感染対策の立案・実施や、職員や職員の家族が感染した場合の人員調整など、通常とは異なるマネジメントが求められました。これまでの危機管理体制だけでは賄えない、有事に備えた看護管理の重要性が明らかとなったため、看護管理者のマネジメント能力を強化するための事業を開始しました。



「看護管理者の育成、マネジメント強化事業」って具体的に何をするの?

看護管理者のマネジメント能力のさらなる強化を図るため、2つの事業を実施します。1つ目は、認定看護管理者教育課程セカンドレベル・サードレベルの受講促進事業として、認定看護管理者が在籍していない対象機関に対し、受講費用の助成を行います。応募期間は10月31日までです。2つ目は、看護管理者を対象とした相談支援事業として、労働環境の整備や労務管理の方法などの看護管理に関する内容については認定看護管理者が、メンタル不調をきたしている職員への対応などのメンタルヘルスに関する内容については精神科

看護専門看護師が、施設に直接訪問し相談をお受けします。申込期間は2023年1月31日までです(2つの事業については、右記二次元コード参照)。



認定看護管理者になるための支援と、コロナ禍での管理に対する疑問やメンタルヘルスに対する支援を行うんだね。



感染症に対応する看護職が不足しないよう、どんな取り組みをしているの?

新型コロナウイルス感染症対応の最前線で活躍する看護職の確保は、医療提供体制の維持に關わるため非常に重要です。特定の地域にクラスターが発生し、県内の看護職のみでは医療機関での通常の診療体制の維持が困難な場合や、宿泊療養施設、酸素ステーション等の臨時の医療施設や介護保険施設等での看護職のニーズが急激に増加した場合に備え、迅速に看護職を確保できるよう、県を越えて広域で派遣調整する仕組みが必要になります。本会では早期より県外の看護職による応援派遣の仕組みを構築し、これまで、北海道、大阪府、宮城県等の医療機関や宿泊療養施設へ看護職の広域派遣調整を行いました。

2021年12月からは、本会が国の事業「広域人材調整事業」を受託し、都道府県看護協会と共に看護職の広域的な人材調整の体制を構築しています。沖縄県の要請に対し、宿泊療養施設

設、介護保険施設等に延べ1,391人の看護職に協力いただき、広域派遣調整を行いました。今後新興感染症等のまん延の際には、必要な看護が提供されるよう都道府県看護協会と共に取り組んでいきます。

必要な看護を届けるために、県を越えた応援派遣の体制を整えているんだね。



精神的に疲れた看護職が、専門家に相談できるような仕組みはありますか?

コロナ禍が長期化し、先行きが見通せない不安定な状況が続いています。非常事態が日常となった現在、看護職一人一人が良好なメンタルヘルスを保つためには、不安や不満をため込まず、気持ちを表出する方法や機会を確保することが大切です。本会では、看護職が安全・安心に働けるよう、看護職の心に寄り添う相談支援として「看護職のためのメンタルヘルス相談窓口」を開設しています。電話、メール、WEBの3つの相談窓口を設け、好きな方法で相談できます(右記二次元コード参照)。



また、組織の労働環境や人間関係は、個人のメンタルヘルスに大きな影響を与えています。組織全体で職員のメンタルヘルスを守る「ラインケア」の必要性やその方法などについて、専門家による研修動画8本を本会HPに公開しています。ぜひ職場内で情報共有し、お役立てください。

安心して働くためにも、不安をため込まずに、相談することが大切なんだね。